



(28) 試験問題 (午前の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たって、**平成29年度本試験対策**ください。
- (2) 試験時間は、2時間です。
- (3) 試験問題は、全て多肢択一式で、全部で35問あり、105点満点です。
- (4) 解答は、答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、答案用紙に印刷されているマークシート形式に従って、**より深く知る!**つぼみ方法で示してください。
- (5) 解答欄のマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に**会社法&マイナー科目の学習のコツ**をマークしてください。鉛筆(HB)を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び鉛筆を使用していない解答は、無効とします。**~苦手意識を克服しよう!~**
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

TAC/Wセミナー専任講師
姫野 寛之

TAC

1 会社法

(1) 科目の特徴

① 頻出論点

【資料1】

② 条文の出題

(a) 細かい

(b) 大まか

【資料2】

(c) 不存在規定

【資料3】

③ 判例及び立案担当者の見解

【資料4】【資料5】

④ 改正法

【資料6】【資料7】

⑤ 過去問

(2) 対 策

① 会社法の理解と暗記

② 判例の理解と暗記

③ 平成26年会社法一部改正

* 苦手意識の正体

より深く知る！会社法&マイナー科目の学習のコツ～苦手意識を克服しよう！～

【資料1】 会社法の頻出論点

設 立	H18-32, H19-28, H20-28, H21-27, H22-27, H23-27, H24-27, H25-27, H26-27, H27-27, H28-27
株 式	H18-30, H19-29, H19-30, H20-29, H20-30, H20-31, H21-28, H22-28, H23-28, H24-28, H25-28, H25-29, H26-28, H26-29, H27-28, H28-28, H28-29
機関・役員等	H18-31, H18-33, H18-35, H19-31, H20-32, H20-33, H20-34, H21-29, H22-29, H22-30, H22-31, H23-30, H23-31, H24-30, H24-31, H25-30, H25-31, H25-32, H26-30, H26-31, H27-29, H27-30, H28-30, H28-31
計 算	H18-28, H19-32, H21-30, H22-32, H23-32
持 分 会 社	H19-34, H20-35, H21-31, H23-34, H24-33, H25-34, H26-32, H27-32, H28-32
組織再編行為	H18-29, H19-35, H21-33, H21-34, H23-33, H24-34, H25-33, H26-34, H27-34, H28-33

【資料2】 大まかな出題

H25-30-ア	<p><u>会社法</u>所定の要件を満たす株主が取締役に対して株主総会の招集を請求した場合において、<u>その請求があった日から8週間以内</u>の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられないときは、当該株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる。</p>
H25-31-ア	<p>取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）である甲株式会社（以下「甲社」という。）の取締役Aが法令に違反する行為（以下「本件行為」という。）をし、これによって、著しい損害が生ずるおそれが甲社に発生した場合に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。</p> <p>ア 甲社が会社法上の公開会社である場合には、<u>同法</u>所定の要件を満たす株主は、Aに対し、本件行為をやめることを請求することができる。</p>
H26-29-ア	<p>譲渡制限株式の株主が会社法第136条の規定による請求をした場合において、会社が同条の承認をしない旨の決定をしたときに関する次のアからオまでの記述のうち、<u>誤っているもの</u>の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。</p> <p>なお、当該株主は、会社が同条の承認をしない旨の決定をする場合には、会社又は指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることを併せて請求しているものとする。</p> <p>ア 会社が当該譲渡制限株式の全部を買い取る旨の決定をし、当該株主に対し<u>会社法</u>所定の事項を通知しようとするときは、会社は、1株当たり純資産額に会社が買い取る当該譲渡制限株式の数を乗じて得た額をその本店の所在地の供託所に供託しなければならない。</p>

【資料3】 不存在規定の出題

H19-28-イ	<p>会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、株式会社及び合同会社のいずれにも当てはまるものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、「設立手続の遂行者」とは、株式会社にあつては「発起人」を、合同会社にあつては「社員になろうとする者」をそれぞれ指すものとし、また、定款は書面により作成されるものとする。</p> <p>定款には、成立後の会社の資本金の額に関する事項を記載しなければならない。</p>
H21-29-イ	<p>監査役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）に関して、甲社の取締役は、監査役の解任を株主総会の目的とする場合には、監査役会の同意を得なければならない。</p>
H24-31-オ	<p>監査役会設置会社においては、取締役は、会計参与の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</p>
H18-28-イ	<p>資本金の額を減少するには、併せて株式の消却又は併合を行わなければならない。</p>
H27-31-ア	<p>次の対話は、株式会社の解散と清算に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。</p> <p>教授： 会社法上の公開会社が解散するための手続は、どのようなものですか。なお、この会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社ではないものとします。</p> <p>学生： 会社法上の公開会社は、株主総会の特別決議によって解散することができます。この場合には、会社は、その株主総会の日の2週間前までに、会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければなりません。</p>
H18-28-オ	<p>債務超過の状態にある特例有限会社であっても、定款を変更してその商号中に株式会社という文字を用いる商号の変更をすることができる。</p>
H22-32-エ	<p>株式会社においては、純資産額が300万円以上であっても、資本金の額が300万円以上でない限り、剰余金の配当をすることはできない。</p>
H24-32-イ	<p>事業譲渡をする株式会社は、事業譲渡の効力が生ずる日から6か月間、事業譲渡に係る契約の内容等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該株式会社の本店に備え置かなければならない。</p>
H21-31-イ	<p>合同会社は、社員名簿を作成し、これに社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録しなければならない。</p>
H26-33-エ	<p>社債管理者が社債権者集会を招集するには、裁判所の許可を得なければならない。</p>

より深く知る！会社法&マイナー科目の学習のコツ～苦手意識を克服しよう！～

【資料4】 判例趣旨問題の出題

H27-31	株式会社の解散と清算
H26-28	株式の相続による共有
H26-31	取締役の忠実義務
H25-32	会社法 429 条 1 項の法意
H24-30	利益相反取引
H24-32	事業譲渡
H22-31	表見取締役の責任
H22-34	会社法上の訴え

【資料5】 立案担当者の見解

H28-am27-エ	<p>設立時募集株式の引受人がその払込金額の全額の払込みを仮装した場合において、払込みを仮装することに関与した発起人が当該払込金額の全額を支払ったときは、当該発起人は、払込みを仮装した設立時発行株式について、設立時株主及び株主の権利を行使することができる。</p>	坂本等・平成26年改正会社法の解説P154
H28-am28-ア	<p>次の対話は、株式の担保化に関する教授と学生との対話である。</p> <p>教授：株主名簿に質権についての記載がされている登録株式質と質権についての記載がされていない略式株式質とでは、剰余金の配当によって株主が受けることのできる財産に質権が存在するかどうかについて違いがありますか。</p> <p>学生：登録株式質の場合には、質権は、剰余金の配当によって株主が受けることのできる財産についても存在しますが、略式株式質の場合には、質権は、当該財産については存在しません。</p>	相澤・会社法解説P33
H28-am32-4	<p>合名会社又は合資会社の社員は、持分の全部を他人に譲渡した場合には、その旨の登記をする前に生じた当該合名会社又は当該合資会社の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負うが、合同会社の社員は、持分の全部を他人に譲渡した場合には、このような責任を負わない。</p>	相澤等・論点解説P572
H28-am32-5	<p>社員が持分会社に対して社員の責任を追及する訴えの提起を請求した場合において、当該持分会社が当該請求の日から60日以内に当該訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、当該持分会社のために、自らが原告となって、当該訴えを提起することができる。</p>	相澤・会社法解説P161, 相澤等・論点解説P583
H28-am33-ア	<p>次の対話は、新設分割に関する教授と学生との対話である。</p> <p>教授：A株式会社（以下「A社」という。）がその事業に関して有する権利義務を新設分割により設立するB株式会社（以下「B社」という。）に承継させる事例を考えてみましょう。まず、B社は、A社に対し、承継する権利義務に代わる対価を交付しないことができますか。</p> <p>学生：いいえ。B社は、対価として、B社が発行する株式（以下「B社株式」という。）を必ずA社に対して交付しなければなりません。</p>	相澤・会社法解説P184
H28-am33-エ	<p>次の対話は、新設分割に関する教授と学生との対話である。</p> <p>教授：新設分割について異議を述べることができない債権者の保護は、どのように図られますか。</p> <p>学生：そのような債権者は、B社に対して、民法上の詐害行為取消権の特則として、承継した財産の価額を限度として債務の履行を請求することができる場合があります。その場合には、民法上の詐害行為取消権を行使することはできません。</p>	坂本等・平成26年改正会社法の解説P210

【資料6】 平成26年会社法一部改正の改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【H28-am31】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件
- ④ 発行可能株式総数
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約【H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記【H27-am30-イ】

【資料7】 平成26年会社法一部改正からの出題

H28-27-エ	設立時の払込みの仮装
H28-30-オ	監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の機関設計
H28-31	監査役会設置会社と監査等委員会設置会社との異同
H28-33-エ	詐害的な会社分割
H28-34	特定責任追及の訴え
H28-pm31-イ	譲渡制限株式会社である募集株式に係る総数引受契約の承認
H28-pm31-ウ	支配株主の異動を伴う募集株式の発行
H27-30-イ	監査役 of 監査の範囲と登記事項
H21-31	監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社ではない公開会社が解散するための手続
H27-pm29-イ	会計監査人を解任した場合の変更の登記の申請書に監査役が当該株主総会の議案の内容を決定したことを証する書面を添付することの要否

より深く知る！会社法&マイナー科目の学習のコツ～苦手意識を克服しよう！～

2 マイナー科目

(1) 科目の特徴

① 頻出論点

- a 民事訴訟法
弁論主義，既判力，証拠
- b 民事保全法
保全命令
- c 民事執行法
不動産執行（担保不動産競売を含む。）
- d 司法書士法
司法書士の業務，司法書士法人
- e 供託法
弁済供託，執行供託，供託規則

② 判例－民事訴訟法

【資料8】

③ 改正法－民事訴訟法，民事保全法及び民事執行法

【資料9】

(2) 対 策

① 民事訴訟法，民事保全法及び民事執行法

- (a) 過去問
- (b) 判例
- (c) 近年の改正法

② 司法書士法

- (a) 司法書士法（§ 3[業務]， § 22[業務を行ない得ない事件]， § 26～46[司法書士法人]）
- (b) 過去問（平成 11 年以前の過去問を含む。）

③ 供託法

- (a) 弁済供託（過去問中心）
- (b) 執行供託等
- (c) 供託規則

【資料 8】 民事訴訟法の判例の出題

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	1	1	3	2	4	3	2	4

より深く知る！会社法&マイナー科目の学習のコツ～苦手意識を克服しよう！～

【資料9】 改正法からの出題

① 民事訴訟法

年 度	内 容	出題実績
H15	計画審理	—
	証拠収集等の手続	H18-3
	専門委員	—
	鑑定	—
	知的財産権関係事件の管轄等	—
	簡易裁判所の機能の充実	—
H16	民事訴訟手続等のオンライン化	—
	督促手続のオンライン化	—
	その他(電磁的記録による管轄裁判所についての合意)	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

② 民事保全法

改正年度	改正内容	出題実績
H15	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・債務者を特定しないで発する占有移転禁止の仮処分命令	H28-6-エ, H24-6-イ, H19-6-エ
	知的財産権関係事件の管轄等	—
H23	国際裁判管轄法制の整備	—

③ 民事執行法

年 度	内 容	出題実績
H15	担保不動産収益執行	—
	民事執行法上の保全処分の強化 ・相手方を特定しないで発する売却のための保全処分 等	— ※
	競売不動産の内覧	—
	差押禁止動産	—
	養育費等の履行確保	H24-7
	不動産の明渡執行の実効性の確保 ・承継人等を特定しないで付与する承継執行文 ・明渡しの催告	—
	間接強制	H20-7-7
	動産競売	—
	財産開示	—
H16	裁判所内部の職務分担の合理化 ・裁判所書記官による物件明細書の作成	—
	最低売却価額制度の見直し	—
	その他の不動産競売手続の改善 ・剰余を生ずる見込みがない場合の措置	H19-7-オ
	少額訴訟債権執行制度	—
	扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制制度	H24-7-7, H20-7-イ

※ H19-7-ウは、設問中において「価格減少行為」という平成 15 年改正により創設された用語を用いている。

以 上

より深く知る！会社法&マイナー科目の学習のコツ～苦手意識を克服しよう！～

【MEMO】